

○京都府個人情報保護条例施行規則

平成8年9月17日

京都府規則第41号

改正 平成16年3月31日規則第14号

平成17年3月31日規則第22号

平成18年3月31日規則第21号

平成27年10月2日規則第59号

平成28年3月25日規則第7号

平成29年5月29日規則第27号

令和2年1月31日規則第2号

京都府個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

京都府個人情報保護条例施行規則

(個人識別符号)

第1条 京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1号イの規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、個人が特定され得るものとして知事が別に定める基準に適合するもの

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された知事が別に定める文字、番号、記号その他の符号

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証

(8) その他前各号に準じるものとして知事が別に定める文字、番号、記号その他の符号
(平29規則27・追加)

(個人情報取扱事務登録簿)

第1条の2 条例第11条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の概要
- (2) 個人情報の収集の方法
- (3) 電子計算機による処理の有無
- (4) オンライン結合による提供の有無
- (5) 実施機関以外のものへの事務の委託の有無

2 条例第11条第1項の個人情報取扱事務登録簿の様式は、別記第1号様式とする。

(平29規則27・旧第1条繰下・一部改正)

(個人情報開示請求書の記載事項等)

第2条 条例第14条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 代理人によって開示請求をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別
- (2) 求めようとする開示の方法

2 条例第14条第1項の請求書は、個人情報開示請求書（別記第2号様式）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第3条 条例第14条第3項（条例第16条第4項、第18条第3項、第20条第3項、第23条第2項及び第30条第5項において準用する場合を含む。）の実施機関が定めるものは、運転免許証、旅券その他官公署の発行した資格証書等又は知事が本人であることを証明するために適当と認める書類とする。

2 条例第14条第4項（条例第16条第4項、第18条第3項、第20条第3項、第23条第2項及び第30条第5項において準用する場合を含む。）の実施機関が定めるものは、次の各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 法定代理人による場合 戸籍記載事項証明書等及び当該法定代理人に係る前項の書類
- (2) 任意代理人による場合 本人の印鑑証明書を添付した委任状及び当該任意代理人に係る前項の書類

(平16規則14・平28規則7・一部改正)

(個人情報開示決定通知書等)

第4条 条例第15条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書 (別記第3号様式)
- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報一部開示決定通知書 (別記第4号様式)
- (3) 個人情報を開示しない旨の決定 (次号及び第5号の決定を除く。) 個人情報不開示決定通知書 (別記第5号様式)
- (4) 条例第13条の2の規定により開示請求を拒否する旨の決定 個人情報不開示決定通知書 (開示請求拒否) (別記第6号様式)
- (5) 条例第28条第1項第2号ア及びイに掲げる場合の決定 個人情報不開示決定通知書 (不存在等) (別記第7号様式)

2 条例第15条第3項の規定による通知は、個人情報開示決定期間延長通知書 (別記第8号様式) により行うものとする。

3 条例第15条の2第1項の規定による通知は、個人情報開示決定等の期限の特例通知書 (別記第9号様式) により行うものとする。

4 条例第15条の3第1項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書 (別記第10号様式) により行うものとする。

(平16規則14・平18規則21・平28規則7・一部改正)

(府及び開示請求者以外のものに対する意見書提出の機会の付与等)

第4条の2 条例第15条の4第1項に規定する実施機関が定める事項は、意見書の提出期限とする。

2 条例第15条の4第2項の規定による通知は、第三者情報開示決定通知書 (別記第10号の2様式) により行うものとする。

(平28規則7・追加)

(開示の実施等)

第5条 条例第16条第2項又は第3項の個人情報の開示は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 知事は、条例第16条第2項の個人情報の開示を閲覧の方法により受け、又は受けようとする者が、当該個人情報記録されている物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該個人情報の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

3 条例第16条第2項又は第3項の規定により、写しの交付をするときの交付部数は、1件の開

示請求につき1部とする。

(平16規則14・一部改正)

(電磁的記録の開示の方法)

第6条 条例第16条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ及び録音ディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付
- (2) ビデオテープ及びビデオディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付
- (3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げるもののうち、知事が相当と認める方法
ア 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
イ 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又はフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

(平16規則14・追加)

(簡易開示)

第7条 知事は、条例第18条第1項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報情報を定めたときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 開示する個人情報の内容
- (2) 開示する個人情報の種類
- (3) 開示の方法
- (4) 開示する期間
- (5) 開示する場所

(平16規則14・旧第6条繰下)

(個人情報訂正請求書の記載事項等)

第8条 条例第20条第1項第3号の実施機関が定める事項は、代理人によって訂正請求をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別とする。

2 条例第20条第1項の請求書は、個人情報訂正請求書(別記第11号様式)によるものとする。

(平16規則14・旧第7条繰下、平18規則21・一部改正)

(個人情報訂正決定通知書等)

第9条 条例第21条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書(別記第12号様式)
- (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定 個人情報一部訂正決定通知書(別記第13号様式)

- (3) 個人情報訂正しない旨の決定（次号及び第5号の決定を除く。） 個人情報不訂正決定通知書（別記第14号様式）
- (4) 条例第19条の2の規定により訂正請求を拒否する旨の決定 個人情報不訂正決定通知書（訂正請求拒否）（別記第15号様式）
- (5) 条例第28条第1項第2号ア及びイに掲げる場合の決定 個人情報不訂正決定通知書（不存在等）（別記第16号様式）

2 条例第21条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定期間延長通知書（別記第17号様式）により行うものとする。

3 条例第21条の2第1項の規定による通知は、個人情報訂正決定等の期限の特例通知書（別記第18号様式）により行うものとする。

4 条例第21条の3第1項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書（別記第19号様式）により行うものとする。

（平16規則14・旧第8条繰下・一部改正、平18規則21・平28規則7・一部改正）

（個人情報利用停止請求書の記載事項等）

第10条 条例第23条第1項第4号の実施機関が定める事項は、代理人によって利用停止の請求をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別とする。

2 条例第23条第1項の請求書は、個人情報利用停止請求書（別記第20号様式）によるものとする。

（平16規則14・追加、平18規則21・一部改正）

（個人情報利用停止決定通知書等）

第11条 条例第25条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報を利用停止する旨の決定 個人情報利用停止決定通知書（別記第21号様式）
- (2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 個人情報一部利用停止決定通知書（別記第22号様式）
- (3) 個人情報を利用停止しない旨の決定（次号及び第5号の決定を除く。） 個人情報利用不
停止決定通知書（別記第23号様式）
- (4) 条例第22条の2の規定により利用停止請求を拒否する旨の決定 個人情報利用不停止決
定通知書（利用停止請求拒否）（別記第24号様式）
- (5) 条例第28条第1項第2号ア及びイに掲げる場合の決定 個人情報利用不停止決定通知書
（不存在等）（別記第25号様式）

2 条例第25条第4項の規定による通知は、個人情報利用停止決定期間延長通知書（別記第26号様式）により行うものとする。

3 条例第25条の2第1項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等の期限の特例通知書(別記第27号様式)により行うものとする。

(平16規則14・追加、平18規則21・平28規則7・一部改正)

(個人情報取扱是正申出書の記載事項等)

第12条 条例第30条第2項第3号の実施機関が定める事項は、代理人によって是正の申出をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別とする。

2 条例第30条第2項の申出書は、個人情報取扱是正申出書(別記第28号様式)によるものとする。

(平16規則14・旧第9条繰下・一部改正、平18規則21・平28規則7・一部改正)

(個人情報取扱是正申出処理通知書)

第13条 条例第30条第3項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理通知書(別記第29号様式)により行うものとする。

(平16規則14・旧第10条繰下・一部改正、平18規則21・平28規則7・一部改正)

(指針の公表)

第14条 条例第34条第2項の規定による指針の公表は、京都府公報に登載して行うものとする。

(平16規則14・旧第11条繰下・一部改正、平28規則7・一部改正)

(説明又は資料提出の要請)

第15条 条例第35条の規定による要請は、書面により行うものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 説明又は資料の提出を求める事項及び理由
- (2) 正当な理由なく要請に応じないときはその旨を公表する場合があること。

(平16規則14・旧第12条繰下・一部改正、平28規則7・一部改正)

(勧告)

第16条 条例第36条の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 個人情報を著しく不適正に取り扱っている事実
- (2) 是正措置の内容
- (3) 勧告に従わないときはその旨を公表する場合があること。

(平16規則14・旧第13条繰下・一部改正、平28規則7・一部改正)

(事実の公表の方法)

第17条 条例第37条の規定による公表は、次の各号の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項について、京都府公報に登載して行うものとする。

- (1) 条例第35条の規定による要請に応じない場合 次に掲げる事項

- ア 事業者の氏名又は名称及び主たる事業所の所在地
 - イ 事業者が個人情報等を不適正に取り扱っている疑いがあること。
 - ウ 説明又は資料の提出の要請に応じなかったこと。
- (2) 条例第36条の規定による勧告に従わない場合 次に掲げる事項

- ア 事業者の氏名又は名称及び主たる事業所の所在地
- イ 勧告の内容
- ウ 勧告に従わなかったこと。

(平16規則14・旧第14条繰下・一部改正、平28規則7・一部改正)

(事業者の意見の聴取)

第18条 京都府情報公開・個人情報保護審議会は、条例第37条の規定により事業者の意見を聴取しようとするときは、当該事業者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により通知するものとする。

- (1) 公表しようとする事項
- (2) 意見書の提出及び口頭による意見陳述をすることができること。
- (3) 意見書及び口頭による意見陳述の申出書の提出期限
- (4) 意見書が提出されず、かつ、口頭による意見陳述がされない場合の措置

2 前項の規定による通知は、意見書の提出期限の15日前までに行うものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた事業者は、やむを得ない理由があるときは、意見書の提出期限の延長を申し出ることができる。

4 第1項の規定による通知を受けた事業者が提出期限内に意見書を提出せず、かつ、口頭による意見陳述をしなかったときは、意見の聴取をしたものとみなす。

(平16規則14・旧第15条繰下・一部改正、平28規則7・令2規則2・一部改正)

(運用状況の公表)

第19条 条例第39条の規定による運用状況の公表は、開示請求等の件数及び処理状況、事業者に対する説明又は資料提出の要請等の件数その他必要な事項を京都府公報に登載して行うものとする。

(平16規則14・旧第16条繰下・一部改正、平28規則7・令2規則2・一部改正)

附 則

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第14号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第22号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第21号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 京都府個人情報保護審議会規則（平成8年京都府規則第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年規則第59号）

- 1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に閲覧に供されている旧登録簿（第1条の規定による改正前の京都府個人情報保護条例施行規則別記第1号様式による登録簿（京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）第11条第1項に規定する登録簿をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であって識別番号の取扱いが行われていない事務に係るものについては、当分の間、第1条の規定による改正後の京都府個人情報保護条例施行規則別記第1号様式により作成されたものとみなすことができる。ただし、同項の規定により当該旧登録簿に登録された事項に変更がある場合には、当該変更後に閲覧に供すべき登録簿については、この限りでない。

附 則（平成28年規則第7号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成29年規則第27号）

- 1 この規則は、平成29年5月30日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に閲覧に供されている旧登録簿（この規則による改正前の京都府個人情報保護条例施行規則別記第1号様式による登録簿（京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）第11条第1項に規定する登録簿をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）については、当分の間、この規則による改正後の京都府個人情報保護条例施行規則別記第1号様式により作成されたものとみなすことができる。ただし、同項の規定により当該旧登録簿に登録された事項に変更がある場合には、当該変更後に閲覧に供すべき登録簿については、この限りでない。

附 則（令和2年規則第2号）

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

別記

第1号様式(第1条の2関係)

(表)

個人情報取扱事務登録簿

全庁共通・地方機関共通・固有	登録年月日	所管組織	登録主管課	登録番号
----------------	-------	------	-------	------

事務の名称	開始(変更)年月日	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事務の概要	(目的)	(根拠)	条例第4条第3項に規定する個人情報情報の取扱い <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

個人区分	個人情報の種類				個人情報の収集先の区分等	個人情報の利用提供先の区分等	電子計算機処理の有無
	基本的事項	家族・財産	内心・身体	社会活動			
個人情報を取り扱う目的	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍・人種・民族 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号以外の識別番号 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 配偶者の有無 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 主義・主張 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 職業・職種・職歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞歴 <input type="checkbox"/> 犯罪歴・補導歴 <input type="checkbox"/> 門地等 <input type="checkbox"/> その他()	1 収集先 <input type="checkbox"/> 本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外から収集 (条例第4条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 私人 2 収集方法 <input type="checkbox"/> 文書により収集 <input type="checkbox"/> 口頭により収集 <input type="checkbox"/> オンライン結合による収集 <input type="checkbox"/> うち番号法による収集 <input type="checkbox"/> その他()	1 利用提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 私人 (条例第5条第1項第号該当) 2 個人情報の種類 3 オンライン結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> うち番号法による提供 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 システム名

個人の区分		□氏名	□親族関係	□主義・主張	□職業・職種・	1 収集先 □本人から収集 □本人以外から 収集 (条例第4条第 4項第 号 該当) □他の実施機関 □他の官公署 □私人 (条例第5条第1項第 号該当) 2 収集方法 □文書により取 集 □口頭により取 集 □オンライン結 合による収集 □うち番号法 による収集 □その他 ()	1 利用提供先 □実施機関内 □他の実施機関 □他の官公署 □私人 (条例第5条第1項第 号該当) 2 個人情報の種類 3 オンライン結合 による提供 □有 □うち番号法 による提供 □無	電子計算機処理 □有 □無 システム名
		□性別	□配偶者の有無	□宗教	□職歴			
個人 情報 を取 り 扱 う 目 的		□年齢・生年月 日	□婚姻歴	□趣味・嗜好	□地位・役職	2 収集方法 □文書により取 集 □口頭により取 集 □オンライン結 合による収集 □うち番号法 による収集 □その他 ()	3 オンライン結合 による提供 □有 □うち番号法 による提供 □無	
		□住所	□家族状況	□健康・病歴	□学業・学歴			
個人の区分		□本籍	□財産・収入	□障害	□資格	1 収集先 □本人から収集 □本人以外から 収集 (条例第4条第 4項第 号 該当) □他の実施機関 □他の官公署 □私人 (条例第5条第1項第 号該当) 2 収集方法 □文書により取 集 □口頭により取 集 □オンライン結 合による収集 □うち番号法 による収集 □その他 ()	1 利用提供先 □実施機関内 □他の実施機関 □他の官公署 □私人 (条例第5条第1項第 号該当) 2 個人情報の種類 3 オンライン結合 による提供 □有 □うち番号法 による提供 □無	電子計算機処理 □有 □無 システム名
		□本籍地	□納税額	□その他 ()	□成績・評価			
個人 情報 を取 り 扱 う 目 的		□国籍・人種・ 民族	□公的扶助	□その他 ()	□賞歴	2 収集方法 □文書により取 集 □口頭により取 集 □オンライン結 合による収集 □うち番号法 による収集 □その他 ()	3 オンライン結合 による提供 □有 □うち番号法 による提供 □無	
		□個人番号	□その他 ()	□その他 ()	□犯罪歴・補導 歴			
個人 情報 を取 り 扱 う 目 的		□個人番号以外 の識別番号	□印影	□その他 ()	□門地等 □その他 ()	3 オンライン結合 による提供 □有 □うち番号法 による提供 □無		
		□電話番号	□その他 ()	□その他 ()	□その他 ()			

備考 この様式(備考を含む。)において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 番号法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
(2) 個人番号 番号法第2条第8項に規定する個人番号

(裏)

		個人情報の種類				個人情報収集先の区分等	個人情報の利用提供先の区分等	電子計算機処理の有無
		基本的事項	家族・財産	内心・身体	社会活動			
個人区分		<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍・人種・民族 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号以外の識別番号 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 配偶者の有無 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 主義・主張 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 職業・職種・職歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・評価 <input type="checkbox"/> 賞歴 <input type="checkbox"/> 犯罪歴・補導歴 <input type="checkbox"/> 門地等 <input type="checkbox"/> その他()	1 収集先 <input type="checkbox"/> 本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外から収集 (条第4条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 私人 (条第5条第1項第号該当) 2 収集方法 <input type="checkbox"/> 文書により収集 <input type="checkbox"/> 口頭により収集 <input type="checkbox"/> オンライン結合による収集 <input type="checkbox"/> うち番号法による収集 <input type="checkbox"/> その他()	1 利用提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 私人 (条第5条第1項第号該当) 2 個人情報の種類 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 3 オンライン結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> うち番号法による提供 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 システム名
個人区分		<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍・人種・民族 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号以外の識別番号 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 配偶者の有無 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 主義・主張 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 職業・職種・職歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・評価 <input type="checkbox"/> 賞歴 <input type="checkbox"/> 犯罪歴・補導歴 <input type="checkbox"/> 門地等 <input type="checkbox"/> その他()	1 収集先 <input type="checkbox"/> 本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外から収集 (条第4条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 私人 (条第5条第1項第号該当) 2 収集方法 <input type="checkbox"/> 文書により収集 <input type="checkbox"/> 口頭により収集 <input type="checkbox"/> オンライン結合による収集 <input type="checkbox"/> うち番号法による収集 <input type="checkbox"/> その他()	1 利用提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 私人 (条第5条第1項第号該当) 2 個人情報の種類 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 3 オンライン結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> うち番号法による提供 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 システム名

個人の区分 個人情報を取り扱う目的	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍・人種・民族 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号以外の識別番号 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 配偶者の有無 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 主義・主張 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 職業・職種・職歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞歴 <input type="checkbox"/> 犯罪歴・補導歴 <input type="checkbox"/> 門地等 <input type="checkbox"/> その他 ()	1 収集先 <input type="checkbox"/> 本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外から収集 (条例第4条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 私人 2 収集方法 <input type="checkbox"/> 文書により収集 <input type="checkbox"/> 口頭により収集 <input type="checkbox"/> オンライン結合による収集 <input type="checkbox"/> うち番号法による収集 <input type="checkbox"/> その他 ()	1 利用提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 私人 (条例第5条第1項第号該当) 2 個人情報の種類 3 オンライン結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> うち番号法による提供 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 システム名
個人の区分 個人情報を取り扱う目的	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍・人種・民族 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号以外の識別番号 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 配偶者の有無 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 主義・主張 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 職業・職種・職歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞歴 <input type="checkbox"/> 犯罪歴・補導歴 <input type="checkbox"/> 門地等 <input type="checkbox"/> その他 ()	1 収集先 <input type="checkbox"/> 本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外から収集 (条例第4条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 私人 2 収集方法 <input type="checkbox"/> 文書により収集 <input type="checkbox"/> 口頭により収集 <input type="checkbox"/> オンライン結合による収集 <input type="checkbox"/> うち番号法による収集 <input type="checkbox"/> その他 ()	1 利用提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 私人 (条例第5条第1項第号該当) 2 個人情報の種類 3 オンライン結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> うち番号法による提供 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 システム名

第2号様式(第2条関係)

個人情報開示請求書

年 月 日

京都府知事

様

本人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
生年月日
連 絡 先 所在地、電話番号
(住所と同じ場合は電話番号のみ記入してください。)

代理人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
生年月日
連 絡 先 所在地、電話番号
(住所と同じ場合は電話番号のみ記入してください。)

㊟

㊟

京都府個人情報保護条例第12条の規定により、次のとおり自己の個人情報の開示を請求します。

1 代理人の別 (該当するものを一つ○で囲んでください。)	(1) 法定代理人 (2) 任意代理人
2 開示請求に係る個人情報の内容	
3 求めようとする開示の方法 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 写しの郵送
4 事案の移送の可否 (事案の移送の可否を○で囲んでください。)	(1) 可 (2) 否

- 注 1 請求の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出又は提示してください。
- 2 代理人による請求の場合には、1の書類のほか、法定代理の場合は戸籍記載事項証明書等を、任意代理の場合は印鑑証明書を添付した委任状を提出又は提示してください。
- 3 4の欄の「事案の移送」とは、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときなど他の実施機関において開示決定等を行うことに正当な理由があるときは、当該他の実施機関に対し、個人情報開示請求書を移送することをいいます。

※ 本人等の確認	本人(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他() 代理人(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他() 本人と代理人との関係 (1) 戸籍記載事項証明書 (2) 委任状 (3) その他()	
※ 該当公文書等	公文書の件名等	
	担当課等	
※ 受付	場 所	
	年 月 日	
※ 備考		

備考 ※印欄は、記入しないでください。

第3号様式(第4条関係)

個人情報開示決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付で請求の個人情報の開示について、次のとおり開示すること
と決定しましたので、京都府個人情報保護条例第15条第2項の規定により通知します。

1 開示請求に係る 個人情報	
2 開示の日時	年 月 日 () 午 前後 時 分
3 開示の場所	
4 担当課等	電話番号() ー
5 備考	

(教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から
起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした
場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算し
て6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京
都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが

できます。

- 注 1 開示を受ける際には、この通知書及び本人又は代理人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。
- 2 代理人により開示を受ける際には、1の書類のほか、法定代理の場合は戸籍記載事項証明書等を、任意代理の場合は印鑑証明書を添付した委任状(委任内容が個人情報の開示についても明記されているもの)を提示してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。

第4号様式(第4条関係)

個人情報一部開示決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付で請求の個人情報の開示について、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第15条第2項の規定により通知します。

1 開示請求に係る個人情報		
2 開示の日時	年 月 日 () 午 前 後 時 分	
3 開示の場所		
4 個人情報を開示しない部分の概要及びその理由	概 要	
	理 由	京都府個人情報保護条例第13条第1項第 号該当
5 個人情報の一部を開示しない理由が消滅する期日		
6 担 当 課 等	電話番号() —	
7 備 考		

(教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

注 1 開示を受ける際には、この通知書及び本人又は代理人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。

2 代理人により開示を受ける際には、1の書類のほか、法定代理の場合は戸籍記載事項証明書等を、任意代理の場合は印鑑証明書を添付した委任状(委任内容が個人情報の開示についても明記されているもの)を提示してください。

3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。

4 5の欄は、開示請求に係る個人情報の一部を開示しない理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

第5号様式(第4条関係)

個人情報不開示決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付で請求の個人情報の開示について、次のとおり開示しないことと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第15条第2項の規定により通知します。

1 開示請求に係る個人情報	
2 個人情報を開示しない理由	京都府個人情報保護条例第13条第1項第 号該当
3 個人情報を開示しない理由が消滅する期日	
4 担当課等	電話番号() —
5 備考	

(教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

注 3の欄は、請求に係る個人情報を開示しない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

第6号様式(第4条関係)

個人情報不開示決定通知書(開示請求拒否)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の個人情報の開示について、次のとおり開示請求を拒否することと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第15条第2項の規定により通知します。

1 開示請求に係る個人情報	
2 個人情報の開示請求を拒否する理由	京都府個人情報保護条例第13条の2該当
3 個人情報の開示請求を拒否する理由が消滅する期日	
4 担 当 課 等	電話番号() —
5 備 考	

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 3の欄は、請求に係る個人情報の開示請求を拒否する理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

第7号様式(第4条関係)

個人情報不開示決定通知書(不存在等)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の個人情報の開示について、次のとおり開示しないことと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第15条第2項の規定により通知します。

1 開示請求に係る個人情報	
2 個人情報を開示しない理由	
3 担当課等	電話番号() —
4 備考	

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式(第4条関係)

個人情報開示決定期間延長通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付で請求の個人情報の開示について、京都府個人情報保護条例第15条第3項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

1 開示請求に係る個人情報	
2 京都府個人情報保護条例第15条第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課等	
	電話番号() —
6 備考	

第9号様式(第4条関係)

個人情報開示決定等の期限の特例通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の個人情報の開示について、次のとおり京都府個人情報保護条例第15条の2第1項の規定を適用することとしたので通知します。

1 開示請求に係る個人情報	
2 京都府個人情報保護条例第15条第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 1の個人情報のうち相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
5 京都府個人情報保護条例第15条の2第1項を適用する理由	
6 担 当 課 等	電話番号() ー
7 備 考	

第10号様式(第4条関係)

個人情報開示請求事案移送通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事

印

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都府個人情報保護条例第15条の3第1項の規定により、次のとおり事案の移送をしたので通知します。

1 開示請求に係る個人情報	
2 移送をした日	年 月 日
3 移送をした理由	
4 移送元の実施機関の担当課等	電話番号() —
5 移送先	実施機関
	担当課等
	電話番号() —
6 備考	

備考 本件開示請求については、5の欄に記載の移送先の実施機関において決定されることとなります。不明な点は、移送先の実施機関の担当課等にお問い合わせください。

第10号の2様式(第4条の2関係)

第三者情報開示決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



あなた(貴社)に関する情報が記録された個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第15条の4第2項の規定により通知します。

1 開示請求に係る個人情報	
2 あなた(貴社)に関する情報の内容	
3 開 示 決 定 の 日	年 月 日()
4 開示決定をした理由	
5 個人情報の開示の日時	年 月 日() 午前 午後 時 分
6 担 当 課 等	電話番号() —
7 備 考	

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記の個人情報の開示の日時まで京都府知事又は裁判所に対し、個人情報の開示の停止を申し立て、それを認める決定がないときは、あなた(貴社)に関する情報は開示されますので、御承知ください。

第11号様式(第8条関係)

個人情報訂正請求書

年 月 日

京都府知事 様

本人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名 ㊟
生年月日
連絡先 所在地、電話番号
(住所と同じ場合は電話番号のみ記入して
ください。)

代理人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名 ㊟
生年月日
連絡先 所在地、電話番号
(住所と同じ場合は電話番号のみ記入して
ください。)

京都府個人情報保護条例第19条の規定により、次のとおり自己の個人情報の訂正を請求
します。

1 代理人の別 (該当するものを一 つ〇で囲んでくだ さい。)	(1) 法定代理人 (2) 任意代理人	
2 訂正を求める箇所		
3 訂正の内容	訂正前	
	訂正後	

4 事案の移送の可否 (事案の移送の可否を○で囲んでください。)	(1) 可 (2) 否
-------------------------------------	-------------

- 注 1 請求の際には、訂正の内容が事実と合致することを証するものを提出又は提示してください。
- 2 請求の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出又は提示してください。
- 3 代理人による請求の場合には、2の書類のほか、法定代理の場合は戸籍記載事項証明書等を、任意代理の場合は印鑑証明書を添付した委任状を提出又は提示してください。
- 4 4の欄の「事案の移送」とは、訂正請求に係る個人情報に他の実施機関から提供されたものであるときなど他の実施機関において訂正決定等を行うことに正当な理由があるときは、当該他の実施機関に対し、個人情報訂正請求書を移送することをいいます。

※ 事実と合致することを証する書類	(1) 添付	(2) 提示 〔提示した書類の種類〕
※ 本人等の確認	本人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他() 代理人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他() 本人と代理人との関係 (1) 戸籍記載事項証明書 (2) 委任状 (3) その他()	
※ 該当公文書等	公文書の件名等	
	担当課等	
※ 受付	場 所	
	年 月 日	
※ 備考		

備考 ※印欄は、記入しないでください。

第12号様式(第9条関係)

個人情報訂正決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付で請求の個人情報の訂正について、次のとおり訂正すること
と決定しましたので、京都府個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

1 訂正請求に係る個人情報	
2 訂正の内容	
3 訂正(予定)年月日	年 月 日
4 担当課等	電話番号() —
5 備考	

第13号様式(第9条関係)

個人情報一部訂正決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の個人情報の訂正について、次のとおり一部を訂正することと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

1 訂正請求に係る個人情報		
2 訂正の内容		
3 訂正(予定)年月日	年 月 日	
4 個人情報を訂正しない部分の概要及び理由	概 要	
	理 由	
5 担 当 課 等	電話番号() ー	
6 備 考		

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式(第9条関係)

個人情報不訂正決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付で請求の個人情報の訂正について、次のとおり訂正しないことと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

1 訂正請求に係る個人情報	
2 個人情報を訂正しない理由	
3 担当課等	電話番号() —
4 備考	

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第15号様式(第9条関係)

個人情報不訂正決定通知書(訂正請求拒否)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の個人情報の訂正について、次のとおり訂正請求を拒否することと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

1 訂正請求に係る個人情報	
2 個人情報の訂正請求を拒否する理由	京都府個人情報保護条例第19条の2該当
3 個人情報の訂正請求を拒否する理由が消滅する期日	
4 担 当 課 等	電話番号() —
5 備 考	

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 3の欄は、請求に係る個人情報の訂正請求を拒否する理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

第16号様式(第9条関係)

個人情報不訂正決定通知書(不存在等)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付で請求の個人情報の訂正について、次のとおり訂正しないことと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

1 訂正請求に係る個人情報	
2 個人情報を訂正しない理由	
3 担当課等	電話番号() —
4 備考	

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

第17号様式(第9条関係)

個人情報訂正決定期間延長通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の個人情報の訂正について、京都府個人情報保護条例第21条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

1 訂正請求に係る個人情報	
2 京都府個人情報保護条例第21条第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課等	電話番号() ー
6 備考	

第18号様式(第9条関係)

個人情報訂正決定等の期限の特例通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付で請求の個人情報の訂正について、次のとおり京都府個人情報保護条例第21条の2第1項の規定を適用することとしたので通知します。

1 訂正請求に係る個人情報	
2 京都府個人情報保護条例第21条第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 1の個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日
4 京都府個人情報保護条例第21条の2第1項を適用する理由	
5 担 当 課 等	電話番号() —
6 備 考	

第19号様式(第9条関係)

個人情報訂正請求事案移送通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都府個人情報保護条例第21条の3第1項の規定により、次のとおり事案の移送をしたので通知します。

1 訂正請求に係る個人情報	
2 移送をした日	年 月 日
3 移送をした理由	
4 移送元の実施機関の担当課等	電話番号() —
5 移送先	実施機関
	担当課等
6 備考	

備考 本件訂正請求については、5の欄に記載の移送先の実施機関において決定されることとなります。不明な点は、移送先の実施機関の担当課等にお問い合わせください。

個人情報利用停止請求書

年 月 日

京都府知事 様

本人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名 印
生年月日
連絡先 所在地、電話番号
(住所と同じ場合は電話番号のみ記入してください。)

代理人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名 印
生年月日
連絡先 所在地、電話番号
(住所と同じ場合は電話番号のみ記入してください。)

京都府個人情報保護条例第22条の規定により、次のとおり自己の個人情報の利用停止を請求します。

1 代理人の別 (該当するものを一つ〇で囲んでください。)	(1) 法定代理人 (2) 任意代理人
2 利用停止請求に係る個人情報の内容	
3 求める利用停止の内容 (該当するものを〇で囲んでください。)	(1) 利用の停止 (2) 消去 (3) 提供の停止
4 求める利用停止の理由	

- 注 1 請求の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出又は提示してください。
2 代理人による請求の場合には、1の書類のほか、法定代理の場合は戸籍記載事項証明書等を、任意代理の場合は印鑑証明書を添付した委任状を提出又は提示してください。

※ 本人等の確認	本人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他() 代理人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他() 本人と代理人との関係 (1) 戸籍記載事項証明書 (2) 委任状 (3) その他()
※ 該当公文書等	公文書の件名等 担 当 課 等
※ 受 付	場 所 年 月 日
※ 備 考	

備考 ※印欄は、記入しないでください。

第21号様式(第11条関係)

個人情報利用停止決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付で請求の個人情報の利用停止について、次のとおり利用停止することと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第25条第2項の規定により通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報	
2 利用停止の内容	
3 利用停止(予定)年月日	年 月 日
4 担 当 課 等	電話番号() ー
5 備 考	

第22号様式(第11条関係)

個人情報一部利用停止決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の個人情報の利用停止について、次のとおり一部を利用停止することと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第25条第2項の規定により通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報		
2 利用停止の内容		
3 利用停止(予定)年月日	年 月 日	
4 個人情報を利用停止しない部分の概要及びその理由	概 要	
	理 由	
5 担 当 課 等	電話番号() —	
6 備 考		

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第23号様式(第11条関係)

個人情報利用不停止決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の個人情報の利用停止について、次のとおり利用停止しないことと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第25条第2項の規定により通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報	
2 個人情報を利用停止しない理由	
3 担 当 課 等	電話番号() ー
4 備 考	

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第24号様式(第11条関係)

個人情報利用不停止決定通知書(利用停止請求拒否)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の個人情報の利用停止について、次のとおり利用停止請求を拒否することと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第25条第2項の規定により通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報	
2 個人情報の利用停止請求を拒否する理由	京都府個人情報保護条例第22条の2該当
3 個人情報の利用停止請求を拒否する理由が消滅する期日	
4 担 当 課 等	電話番号() —
5 備 考	

(教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 3の欄は、請求に係る個人情報の利用停止請求を拒否する理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

第25号様式(第11条関係)

個人情報利用不停止決定通知書(不存在等)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の個人情報の利用停止について、次のとおり利用停止しないことと決定しましたので、京都府個人情報保護条例第25条第2項の規定により通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報	
2 個人情報を利用停止しない理由	
3 担 当 課 等	電話番号() —
4 備 考	

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第26号様式(第11条関係)

個人情報利用停止決定期間延長通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の個人情報の利用停止について、京都府個人情報保護条例第25条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報	
2 京都府個人情報保護条例第25条第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課等	電話番号() ー
6 備考	

第27号様式(第11条関係)

個人情報利用停止決定等の期限の特例通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付で請求の個人情報の利用停止について、次のとおり京都府個人情報保護条例第25条の2第1項の規定を適用することとしたので通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報	
2 京都府個人情報保護条例第25条第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 1の個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日
4 京都府個人情報保護条例第25条の2第1項を適用する理由	
5 担 当 課 等	電話番号() —
6 備 考	

第28号様式(第12条関係)

個人情報取扱是正申出書

年 月 日

京都府知事 様

本人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
生年月日
連絡先 所在地、電話番号
(住所と同じ場合は、電話番号のみ記入して
ください。)

代理人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
生年月日
連絡先 所在地、電話番号
(住所と同じ場合は、電話番号のみ記入して
ください。)

京都府個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり個人情報の取扱いの是正を申し出ます。

1 代理人の別 (該当するものを一つ〇で囲んでください。)	(1) 法定代理人 (2) 任意代理人
2 是正を求める個人情報の取扱い	
3 是正の内容	

- 注 1 申出の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 代理人による申出の場合には、1の書類のほか、法定代理の場合は戸籍記載事項証明書等を、任意代理の場合は印鑑証明書を添付した委任状を提出し、又は提示してください。

※ 本人等の確認	本人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他() 代理人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他() 本人と代理人との関係 (1) 戸籍記載事項証明書(2) 委任状 (3) その他()	
※ 担当課等		
※ 受付	場 所	
	年 月 日	
※ 備考		

備考 ※印欄は、記入しないでください。

第29号様式(第13条関係)

個人情報取扱是正申出処理通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付で申出のあった個人情報の取扱いの是正について、京都府個人情報保護条例第30条第3項の規定により通知します。

1 是正の申出に係る個人情報の取扱い	
2 求めた是正の内容	
3 処理の内容及び理由	
4 担当課等	
5 備考	電話番号() ー

別記第1号様式（第1条の2関係）

（平27規則59・平29規則27・一部改正）

第2号様式（第2条関係）

（平16規則14・平18規則21・一部改正）

第3号様式（第4条関係）

（令2規則2・一部改正）

第4号様式（第4条関係）

（平17規則22・平18規則21・平28規則7・一部改正）

第5号様式（第4条関係）

（平17規則22・平18規則21・平28規則7・一部改正）

第6号様式（第4条関係）

（平18規則21・追加、平28規則7・一部改正）

第7号様式（第4条関係）

（平17規則22・一部改正、平18規則21・旧第6号様式繰下、平28規則7・一部改正）

第8号様式（第4条関係）

（平18規則21・旧第7号様式繰下）

第9号様式（第4条関係）

（平18規則21・追加）

第10号様式（第4条関係）

（平18規則21・追加）

第10号の2様式（第4条の2関係）

（平28規則7・追加、令2規則2・一部改正）

第11号様式（第8条関係）

（平16規則14・一部改正、平18規則21・旧第8号様式繰下・一部改正）

第12号様式（第9条関係）

（平16規則14・一部改正、平18規則21・旧第9号様式繰下）

第13号様式（第9条関係）

（平16規則14・平17規則22・一部改正、平18規則21・旧第10号様式繰下、平28規則7・一部改正）

第14号様式（第9条関係）

（平16規則14・平17規則22・一部改正、平18規則21・旧第11号様式繰下、平28規則

7・一部改正)

第15号様式(第9条関係)

(平18規則21・追加、平28規則7・一部改正)

第16号様式(第9条関係)

(平16規則14・平17規則22・一部改正、平18規則21・旧第12号様式繰下、平28規則7・一部改正)

第17号様式(第9条関係)

(平16規則14・一部改正、平18規則21・旧第13号様式繰下)

第18号様式(第9条関係)

(平18規則21・追加)

第19号様式(第9条関係)

(平18規則21・追加)

第20号様式(第10条関係)

(平16規則14・追加、平18規則21・旧第14号様式繰下)

第21号様式(第11条関係)

(平16規則14・追加、平18規則21・旧第15号様式繰下)

第22号様式(第11条関係)

(平16規則14・追加、平17規則22・一部改正、平18規則21・旧第16号様式繰下、平28規則7・一部改正)

第23号様式(第11条関係)

(平16規則14・追加、平17規則22・一部改正、平18規則21・旧第17号様式繰下、平28規則7・一部改正)

第24号様式(第11条関係)

(平18規則21・追加、平28規則7・一部改正)

第25号様式(第11条関係)

(平16規則14・追加、平17規則22・一部改正、平18規則21・旧第18号様式繰下、平28規則7・一部改正)

第26号様式(第11条関係)

(平16規則14・追加、平18規則21・旧第19号様式繰下)

第27号様式(第11条関係)

(平18規則21・追加)

第28号様式（第12条関係）

（平16規則14・旧第14号様式繰下・一部改正、平18規則21・旧第20号様式繰下、平28規則7・一部改正）

第29号様式（第13条関係）

（平16規則14・旧第15号様式繰下・一部改正、平18規則21・旧第21号様式繰下、平28規則7・一部改正）